

第1回裁判終える

2010年2月15日10時に東京地方裁判所527号法廷で「就業規則の不利変更」の第1回の裁判が開始されました。組合の支援傍聴には16名（FX労組11名、航空連関係5名）の参加がありました。会社側からは、弁護士も上層部も誰ひとりの出席もありませんでした。第1回の期日は裁判所が決めるため相手方弁護士の日程の都合がつかないと思われそうですが、4名も名前を連ねながら、誰も出席しないのは、ちょっと異常だと思えます。また、会社の上層部が出席しないのは、弁護士が同席しないので、不安だったのではないのでしょうか。

今回の裁判は、会社側代理人は欠席で「答弁書の擬制陳述」（述べたことにするもの）となり、委員長「意見陳述」のみが行われました。概略は以下のようです。

1998年頃、アジア地区の最高責任者が変わり、人事・労務政策が大きく変更されました。それから約10年あまりで、5名の人事部長が次々と会社を去っていきました。（戸谷氏・伊藤氏・山口氏・永浜氏・佐野氏）転職してきたい新人の人事部長や、社内昇格したが全く人事・労務の経験がなく、ほとんど理解していない人事部長が就任しては辞めていくというこの繰り返り強引に押し付けてくる上層部に日本の法律や慣行を順守する必要性を会社に言出さなければならぬが、俗な言い方では、「猫の首に鈴を付ける」ことも、時にはしななければならぬが、残念ながら、この10年間、人事部長が辞めたあとかから社内公募をし、社外からも探すため不在期間も多くみられました。現在もそうだが人事部長が不在です。

また、2000年1月には、入社間もない新人の人事部長が会社上層部の指示の下、些細な過失を取り上げて、大阪支部副委員長を懲戒解雇にしました。日本の法律や慣行を無視して会社の規則だけで懲戒解雇を行い、交渉でも個人の問題であるとして受け付けませんでした。やむなく、大阪地裁へ提訴し、解雇権の濫用であるとの判決が下されました。仮処分決定が出された前、人事部長は「フェデックスのルールで解雇したが、日本の法律でだめだと言われただけで、この「山田副委員長不当解雇問題」で会社側敗訴の経験を生かすことなく、今回も会社はまた同じ過ちを犯しました。

今回の問題でも本当の労使交渉を行ったことのない人事部長（2008年7月入社～2009年7月退職）が会社の決定を伝えるだけの団体交渉を開きましたが、当然ながら、交渉にはならず、最後の団体交渉では、根拠を説明します「これはAPAC（会社）の決定です」と発言するに至りました。

リーマンショック以降、貨物取扱量が減少したことは、私たちも十分承知しています。また、この1～2年会社が安定するまでは私たちも協力する必要があるとは思っています。

しかし、この機会に乗じて「恒久的」に削減するのは便乗と言わざるをえません。すでに09年の定昇や昇格は凍結されており、また、様々な方法で人員削減を行うなど、多くのことを強行しています。

私たちにとっては、年間4日の休日削減は、労働時間が年間で29時間増加することになり、賃金が変わらず、時間だけが増えるのは実質的には賃金の引き下げに他なりません。

会社側は、日本企業の平均年間休日の数字を挙げて、この休日削減についての組合側の納得を得ようとしていました。しかし、ただ単に日本の平均年間休日の数字だけを見るのではなく、同業他社・従業員規模・変則労働などの観点から判断し、労働組合や従業員の代表と話し合いを持つのが正しい進め方と思われませんが、これらをほとんど無視して強行する会社に強く抗議するものです。

我々としなくても、裁判手続きを利用することは本意ではありませんでした。しかし、会社側は組合が求めた日本支社における業績の資料を開示することすらしなかったため、やむなく提訴をすることとしました。この裁判をきっかけとして、早く、労使間で正常な話し合いが出来る関係に持っていきけるように切に望むものです。

随時 組合員の加入を行っております。

HP アドレスは <http://www.fdxunion.com>

メールアドレスは fdxunion@fdxunion.com